

東京青高同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、東京青高同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は、次の各校において修学した者およびその旧職員にして、原則として東京またはその近県に在住する者を会員とする。
- 青森県立青森中学校
青森県立青森高等女学校
青森県立青森高等学校
青森県立青森女子高等学校
- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、各種会合の開催、会員名簿の管理・整備、その他本会の目的に副う事業を行う。
- 第 5 条 本会の事務所は、会長または事務局長の指定した場所に置く。

第 2 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 10 名以内
3. 会 計 監 事 4 名以内
- 第 7 条 役員は、会員中より総会において選任する。
役員任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。
- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を主宰する。
副会長は、会長を補佐し、会長が任を全うできない場合、会長の職務を代行する。
副会長が会長の職務を行う順位は卒業年次の早いものとし、卒業年次が同じであるときは年齢の高いものとする。
- 第 9 条 会計監事は、会計を監査する。
- 第 10 条 本会に名誉会長および顧問各若干名を置くことができる。
名誉会長および顧問は、幹事会の承認を経て会長が委嘱する。
名誉会長の任期は終身とする。
顧問の任期は 4 年とする。ただし重任を妨げない。

第 3 章 総 会

- 第 11 条 総会は、定時総会と臨時総会とする。
定時総会は毎年 5 月に開き、臨時総会は必要に応じて随時開く。
- 第 12 条 総会は、以下の事項を審議の上、議決する。
1. 幹事会の承認を経て会長の報告する事項
2. その他会長において必要と認めた事項

- 第 1 3 条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
総会の議決は、出席会員の過半数で決することとし、可否同数のときは議長が決する。

第 4 章 幹 事 会

- 第 1 4 条 本会に幹事会を置く。幹事会は幹事で組織する。
役員は幹事を兼任する。
- 第 1 5 条 幹事は、卒業年次別に若干名ずつ、会長が委嘱する。
幹事の任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。
- 第 1 6 条 幹事会は以下の事項を審議する。
1. 総会に上程する事項
 - (1) 予算および決算に関する事項
 - (2) 役員の選任に関する事項
 - (3) 前年度事業報告に関する事項
 - (4) 当年度事業計画に関する事項
 2. 予算の超過または予算外の支出に関する事項
 3. その他会長において必要と認めた事項
- 第 1 7 条 幹事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
幹事会の議決は、出席幹事の過半数で決することとし、可否同数のときは議長が決する。

第 5 章 会 計

- 第 1 8 条 会員は、本会の会費として年額 2,000 円を納付する。
会費を改訂するには総会の議決を要する。
- 第 1 9 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入で支弁する。
- 第 2 0 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとする。

第 6 章 事 務 局

- 第 2 1 条 本会に事務局を置く。事務局は、幹事若干名をもって組織し、うち 1 名を事務局長とする。
事務局を組織する幹事および事務局長は会長が任命する。
事務局長は、本会の事務を統理する。

第 7 章 会則の改正

- 第 2 2 条 本会則を改正するには総会の議決を要する。

附 則

本会則は昭和 54 年 5 月 17 日から施行する。

平成 4 年 5 月 22 日一部改正

平成 7 年 5 月 19 日一部改正

平成 8 年 5 月 17 日一部改正

平成 9 年 5 月 9 日一部改正

平成 18 年 5 月 13 日一部改正

平成 26 年 5 月 18 日一部改正

以上